

氷見市社会福祉協議会 介護保険サービス報酬一覧表 (令和3年6月～)

※介護職員処遇改善加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

①訪問介護 (介護予防訪問介護)

- ・ 特定事業所加算 なし
- ・ サービス提供責任者体制 減算なし
- ・ 20分未満の身体介護の体制 なし

時間	8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	22:00～6:00	初回加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	その他
身体介護	30分未満 1時間未満 1時間以上 30分増すこと 緊急時加算1回	250 396 579 84 100	312 495 274 105 100	375 594 869 126 100	200	介護保険請求額の13.7%	介護保険請求額の4.2%
生活援助	20分以上 45分以上	183 225	229 281	275 338			
身体介護に引き 続き生活援助を 行う場合加算	20分以上 45分以上 70分以上	67 134 201	84 168 251	101 201 302			
通院等乗降介助	1回につき	99	124	149			
※乗車距離の運賃加算							

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業

事業種別	類型	対象者	頻度	単位	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ
介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスⅠ	要支援1・2	週1回程度	1176/M		
	訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度	2349/M		
	訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度	3727/M		
	訪問型サービスⅣ	要支援1・2	1か月中3回まで(Ⅰ)	268/回		
	訪問型サービスⅤ	要支援1・2	1か月中7回まで(Ⅱ)	272/回		
	訪問型サービスⅥ	要支援2	1か月中11回まで(Ⅲ)	287/回	介護保険請求額の13.7%	介護保険請求額の4.2%
訪問型サービスA	訪問Ⅳ		週1回まで	262単位/回		
	訪問Ⅰ	要支援1	1か月に5回利用	1125単位/M		
	訪問Ⅴ		週2回まで	262単位/回		
	訪問Ⅱ	要支援2	1か月に9回以上の利用	2336単位/M		

障害者ホームヘルプサービス

時間	8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	22:00～6:00	初回加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	その他
身体介護	30分未満 1時間未満 1時間以上 30分増すこと 緊急時加算1回	255 402 584 83 100	319 503 730 103 100	383 603 876 124 100			
家事援助	30分以上45分未満 45分以上1時間未満	105 152 196	131 190 245	158 228 294	200	福祉・介護保険請求額の27.4%	福祉・介護保険請求額の5.5%
通院等乗降介助	1回につき	101	126	152			
同行支援	30分未満	190	238	285			※乗車距離の運賃加算
	30分以上1時間未満	300	375	450			※以降30分増すこと
	1H以上1H30分未満	433	541	650			に65単位追加

②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）				サービス提供体制加算	なし
	内容	1回につき	初回加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ
訪問入浴介護	入浴	1260			
	清拭の場合	1134			
介護予防	入浴	852	200	介護保険請求額の5.8%	介護保険請求額の1.5%
訪問入浴介護	清拭の場合	767			

③養護荘通所介護 地域密着型通所介護

(基本のサービス提供時間は7～8時間です。その他の短時間利用をご希望の方は、今一度ご相談ください)

(1日当たりの単位)					
	利用時間				
介護度	5～6H	6～7H	7～8H	入浴介助加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅲ
要介護1	655	676	750		
要介護2	773	798	887		
要介護3	893	922	1028	40	6
要介護4	1010	1045	1168		
要介護5	1130	1168	1308		
				通所介護同一建物減算(ひみサンプラ入居の方)	介護職員処遇改善加算Ⅰ
					介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
					介護保険請求額の5.9%
					介護保険請求額の1.0%
					介護保険請求額の1.0%

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業						
(1か月あたりの単位)						
介護度	介護予防通所介護相当サービス	運動器機能向上加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所介護同一建物減算(ひみサンプラ入居の方)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
要支援1	1672(月4回以上 月あたり)		24	-376		
	384(月3回まで 1回あたり)	225			介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%
	3428(月8回以上 月あたり)		48	-752		
要支援2	395(月7回まで 1回あたり)					
介護度	通所型サービスA		サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所介護同一建物減算(ひみサンプラ入居の方)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
要支援1	1573(月5回以上 月あたり)		22	-282		
	313(月4回まで 1回あたり)	225			介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%
	2989(月9回以上 月あたり)		43	-549		
要支援2	313(月8回まで 1回あたり)					

※ひみサンプラ入居の方は、利用者の住居と同一建物に対する減算が適応となります。

食事代 600円

通所型サービスA 滞在料 1,200円

④ 我家通所介護

地域密着型通所介護

(基本のサービス提供時間は7～8時間です。その他の短時間利用をご希望の方は、今一度ご相談ください)

(1日当たりの単位)

介護度	利用時間			入浴介助加算Ⅰ	サービス提供 体制強化加算Ⅲ	中重度ケア体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ
	5～6H	6～7H	7～8H					
要介護1	655	676	750					
要介護2	773	798	887					
要介護3	893	922	1028	40	6	45/日	介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%
要介護4	1010	1045	1168					
要介護5	1130	1168	1308					

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業

(1か月あたりの単位)

介護度	介護予防通所介護相当サービス	運動器機能向上 加算	サービス提供 体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
要支援1	1672(月4回以上 月あたり)		24	介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%
	384(月3回まで 1回あたり)				
要支援2	3428(月8回以上 月あたり)	225	48		
	395(月7回まで 1回あたり)				
介護度	通所型サービスA		サービス提供 体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
要支援1	1573(月5回以上 月あたり)		22	介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%
	313(月4回まで 1回あたり)				
要支援2	2989(月9回以上 月あたり)	225	43		
	313(月8回まで 1回あたり)				

食事代 600円

通所型サービスA 滞在料 1,200円

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的基本サービス費について、0.1%の上乗せを行った金額を算定させていただきます。